

危機管理マニュアル



沖縄県立浦添高等学校

学校における安全管理計画は、生徒・職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育を守るために行われる活動です。学校教育のなかの危機を予知・回避するとともに、発生時には、被害を最小限にとどめるための取組みが必要となります。

マニュアルは、緊急時の対応だけでなく、防止に向けた取組みも示してあります。

第1部 安全管理体制の確立について

- 1 安全管理の目的・手順
 - (1) 安全管理の目的
 - (2) 安全管理の手順
 - (3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点
- 2 危機発生時の緊急対応
 - (1) 緊急対応の要点
- 3 対応チャート

第2部 事項別安全管理の要点

- 1 「学校生活」
 - (1) 実験・実習等授業中の事故
 - (2) 部活動中の事故
 - (3) 登下校中の交通事故
 - (4) 金品の紛失・盗難
- 2 「学校管理」
 - (1) 台風
 - (2) 地震災害
 - (3) 津波災害
 - (4) 火災
 - (5) 不審者への対応
 - (6) 薬品の紛失・盗難
 - (7) 成績書類等の紛失・盗難
 - (8) 弾道ミサイル攻撃を受けたときの避難行動について
- 3 「資料集」
 - (1) 学校安全計画
 - (2) 学校保健計画

※令和5年6月9日一部挿入

第1部 安全管理体制の確立について

1 安全管理の目的・手順

(1) 安全管理の目的

- ① 生徒と職員の生命を守る。
- ② 生徒と職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守る。
- ③ 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守る。

(2) 安全管理の手順

- ① 災害の情報収集
- ② 災害発生時に向けた避難訓練の取組
- ③ 災害機発生時の対応
- ④ 対応の評価

(3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点

- ① 最悪のケースを想定する
緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携等、組織的な対応が必要であることを想定すること。
- ② 緊急時の対応や手順、役割分担等の明記する
対応の仕方や手順の明記は必要である。しかし、状況によっては職員の臨機応変な対応が求められる場合がある。マニュアルが絶対的なものではないことを理解する。
- ③ 緊急連絡先一覧表の作成
生命に関わること、事故等の緊急の事態に備え、緊急連絡先一覧表を作成し掲示する。
- ④ 学校安全計画書の作成

2 危機発生時の緊急対応

(1) 緊急対応の要点

- ① 冷静な判断と対応
マニュアルに示された手順を確認し、常に最優先となる動きを意識する。
- ② 校長・教頭のリーダーシップの発揮
緊急事態の発生時、校長・教頭は状況を判断し、緊急対応を行うことを全職員に明確に伝える。また、的確な対応を行うための対策本部を設置し、情報の集約、対応方針の決定を行う。
- ③ 正確な情報収集と共有
事件・事故発生時に周囲にいた生徒や職員〔地震・津波災害の際には外部機関（マスコミ・気象庁など）から正確な情報を聞き取り、対策本部にて整理し、全職員で情報の共有化を図る。
- ④ 組織的な対応と連携
対策本部での決定事項を全職員に伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。また、必要であれば保護者や地域との連携を行い、生徒や学校の教育活動を守る体制づくりを組織的に行う。教育庁や警察等と連絡を取り、今後の対応への助言や指示を受ける。
- ⑤ 報道機関への対応
教育庁の助言を受けながら対応する。取材の要請があった場合には、校長や教頭が窓口になり一本化する。
ア 情報の公開

個人情報や人権等を最大限に配慮する。事件・事故等について事実を公開していく姿勢で臨む。プライバシーの保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し理解を求める。

イ 誠意ある対応

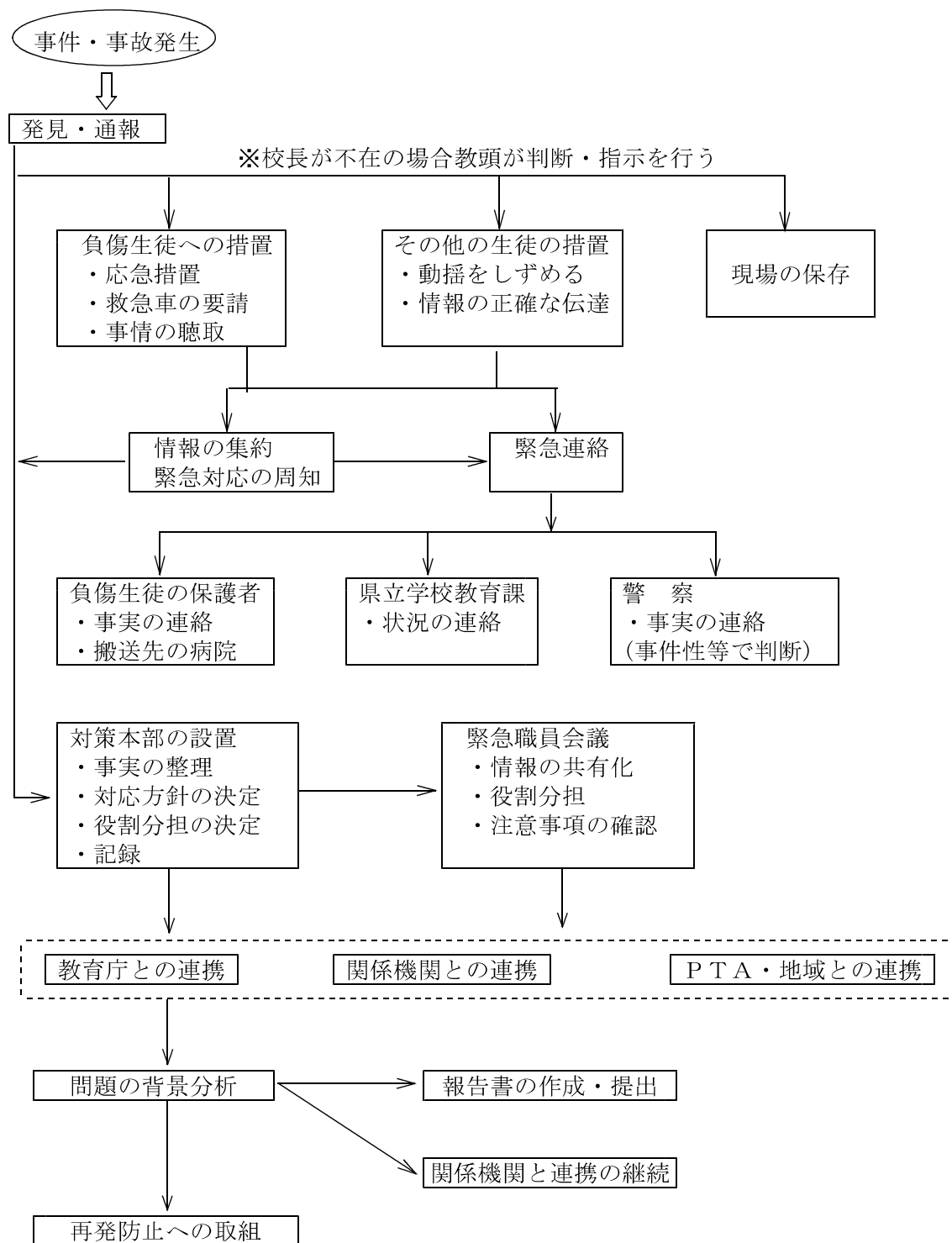
学校の対応状況や今後の方針について、広く保護者や地域に説明する。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるようにつとめる。

ウ 公平な対応

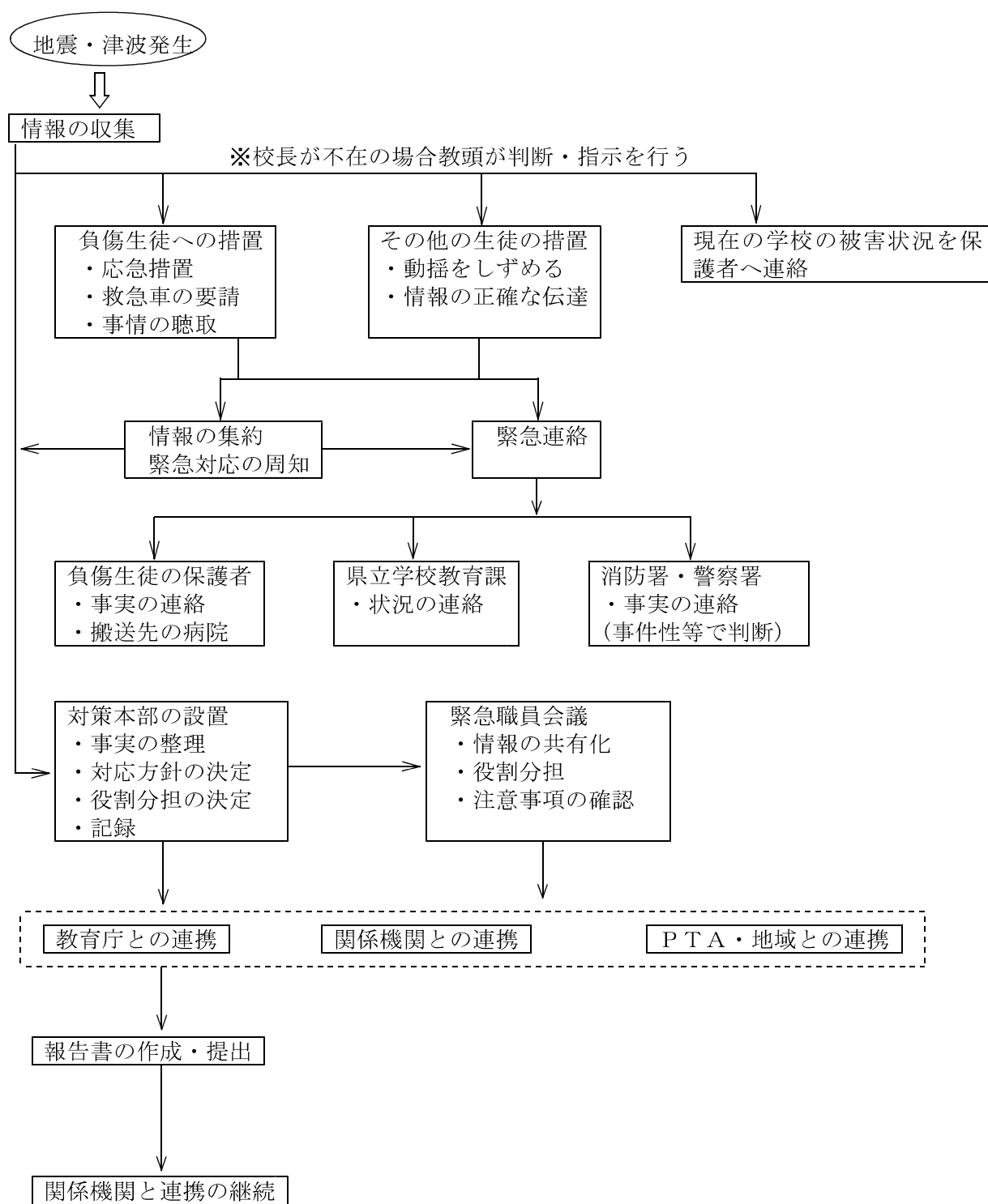
どの報道機関に対しても公平に情報を提供する。

3 対応チャート

(1) 事件・事故発生時



(2) 地震・津波発生時



津波発生時の避難経路(避難経路図も参照)

■津波災害の場合、本校は海拔28メートルに位置しており、内間地区で一番高台に立地している。

もし、地震発生で津波警報・注意報が出された場合には、本校生徒を学校外に避難させるのではなく本校のA棟およびB棟の4階(4メートル×4階＝16メートル)教室に全生徒を避難させる(4階部分は、海拔と併せて40メートル以上の位置にある)。以下の手順で生徒を避難させる。

校 舎	避 難 経 路
A 棟	●事務室教室から出て→階段を上る→4階まで避難する ●2階職員室→階段を上る→4階まで避難する ●3階教室→階段を上る→4階まで避難する
B 棟	●1階教室から出て→階段を上る→4階まで避難する ●2階教室から出て→階段を上る→4階まで避難する ●3階教室から出て→階段を上る→4階まで避難する
C 棟	●1階家庭科教室・図書館から出て→階段を上り→2階渡り廊下を渡ってB棟へ移動→階段を上って→4階まで避難する ●2階コンピュータ教室・視聴覚教室から出て→2階渡り廊下を渡ってB棟へ移動→階段を上って→4階まで避難する
D 棟	●1階美術教室から出て→階段を上る→4階まで避難する ●2階書道教室から出て→階段を上る→4階まで避難する ●3階LL教室から出て→階段を上る→4階まで避難する
体育館 運動場	●体育館から出て→A棟階段を上って→A棟4階まで避難する ●運動場から→A棟階段を上って→A棟4階まで避難する

住民避難場所の設置と支援

(1) 住民対応・避難場所の設置

地震・津波時において教職員は、生徒の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第1の目標となる。しかし、本校は、地域防災拠点として指定されているため、近隣住民が津波の被害を避けるため本校に避難してくることが十分考えられる。避難場所の開設・運営は、基本的には行政が行うが、学校としても、近隣の住民対応・避難場所支援を行い、住民が円滑に避難できるように対応する。

(2) 避難住民の誘導

住民避難場所は、学校側としてはA棟4階を住民の避難場所に指定し避難するよう誘導する。また、住民対応が避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、設備など用具の貸与など緊急対応としての必要な措置を講じる。

(3) 負傷者の応急手当

保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整える。その際、教育再開時に必要な物品(児童生徒のための備品や書類など)があれば、別途保管する。保健室において傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行う。

第2部 事項別安全管理の要点

1 「学 校 生 活」

(1) 実験・実習等授業中の発生

① 災害に伴う事故の予防

- a 施設・設備の日常からの点検（機器の点検と補修、適正な薬品管理と保管）を行う。
- b 無理のない指導計画を立て、安全に関わる指導内容を指導計画に位置づける。
- c 実験・実習前の注意事項の周知を徹底する。

② 発生した場合

- a 全ての実験・実習を安全に気をつけながら中止を指示する。
- b 生徒の負傷の有無、教室や器具の被害の程度を確認する。
- c ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、避難を指示する。
- d 養護教諭や近くの職員に応援を依頼する。
- e 校長・教頭に連絡する。
- f 負傷した生徒の応急処置をするとともに、負傷の程度により救急車を要請する。
- g 保護者に連絡を取り、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(2) 部活動中の事故

① 事故の予防

- a 施設・設備の日常からの点検（機器の点検と補修）
- b 無理のない指導計画を立て、部活動前に注意事項を徹底する。
- c 絶えず部員の健康状態を把握しておく。
- d やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合には、部員だけでも安全に活動できる練習内容を明確に指示する。
- e 活動場所の整備や安全確保のための約束事を決め、安全に対する意識を高める。

② 発生した場合

- a 連絡を受けた職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- b 他の職員が救急車の出動を要請し、到着するまでは他の部員から事故の状況を聞き取る。
- c 校長・教頭に連絡する。
- d 保護者に連絡を取り、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(3) 登下校中の交通事故

① 事故の予防

- a 日頃から交通安全教育の充実に努める。
- b 学校付近の通学路の点検を行い、危険箇所があれば道路管理者へ改善を要望する。
- c 危険箇所を把握し、生徒への周知を行う。

② 発生した場合

- a 事故発生の連絡を受けた職員は、消防や警察への通報の確認を行い、未通報の場合は通報する。
- b 校長・教頭に連絡する。
- c 現場へ到着した職員は、救急車がまだ到着していない場合には、応急処置を行う。
- d 現場の職員は、被害生徒の氏名、負傷の状況、救急車で搬送先を確認する。
- e 現場に残った職員は、警察の現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。
- f 学校で待機している職員は、現場からの報告に基づいて保護者へ連絡を取り、事故の発生、負傷の状況、搬送先を伝える。

(4) 金品の紛失・盗難

① 紛失・盗難の予防

- a 日頃から学級、全体指導を通して、道徳性を高める工夫や、金銭感覚を醸成する工夫を行う。
- b 学級・全体指導を通して、貴重品や必要以上の金額を学校に持ち込まないよう注意を喚起する。

② 発生した場合

- a 被害生徒からの事実の確認。(盗まれた物、気づいたときの状況等)
- b 警察に届け出ることを原則とする。被害状況から判断して届け出る場合には現場の保存に努める。(被害届の提出については、生徒と保護者の意向を尊重する)
- c 被害の程度により、学級や全体指導を行う。(事実を説明し、生徒間に不信感が生じないように配慮する)
- d 盗難実行者と考えられる生徒への事情聴取は、人権やプライバシーに配慮しながら慎重に行う。
- e 盗難実行生徒を特定した場合は、行為の重大さを認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
- f 被害生徒の保護者に事実と指導の状況を説明し、学校の指導への協力を求める。
加害生徒の保護者に対して事実を伝え、謝罪等今後の対応について協議し、盗難行為の背景を共に考える。

2 「学 校 管 理」

(1) 台 風

① 災害の予防

- a 教科の学習等で台風に対する認識を高め、台風時の的確な行動についての指導を行う。
- b 日頃から、学校周辺の通学路の安全点検を行う。
- c 校内施設の安全点検を定期的に行い必要な対策をする。

② 接近中の対策

- a 臨時防災委員会（管理者、教務等）の開催（生徒の事前指導、校内の安全対策について）
- b 休校の措置は校長が決定する。
- c 生徒に対し、暴風雨警報発令時の臨時休校や警報解除後の出校、安全の確保について十分

に事前指導を行った上で下校させる。

- d 環境美化部を中心に強風、大雨への対策を行う。

③ 警報解除後

- a 環境美化部を中心に被害状況の調査と授業再開に向けた復旧作業を行う。
- b 授業再開後、強風と雨がおさまったら、状況をみて清掃を行う。

(資料)

① 暴風警報解除に伴う生徒の出校について

- a 早朝から暴風警報が発令されている場合、学校は臨時休業となり生徒は家庭学習となる。
- b 暴風警報の解除が、正午までに行われた場合、生徒はできる限り登校するようにし、その出欠席の取り扱いについては、校内規定(「職員必携」P38)の「2 生徒の出欠席の取り扱いに関する規定」第8条に準ずる。
- c 暴風警報の解除が、正午以降に行われた場合、引き続き臨時休校となる。

※校長は非常変災その他急迫の事情があるときは、休校の措置をとることができる。

② 職員の業務について(平成13年11月5日教県第2609号)

- a 業務の停止措置について
業務の停止時期については、校長が次の二つの要件を満たすことにより判断する。
 - ア 当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。
 - イ 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかなとき。
- b 業務の再開措置について
校長は、次の二つの要件のうちいずれかを満たしかつ台風による事故発生のおそれが無くなったと判断した場合は、停止した業務を速やかに再開するものとする。
 - ア 当該区域が暴風域外となったとき。
 - イ 当該区域においてバスの運行が再開されたとき。なお、業務の再開時刻が勤務終了前3時間以内になる場合にあっては、業務を再開しなくてもよいものとする。
- c 職員の責務について
職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるというものでないことに留意するとともに、業務の停止措置がなされたか否かを学校長に確認し、その指示に従うものとする。

(2) 地震災害

① 災害の予防

- a 沖縄県は地震が少ないと思われがちだが、実は他県並に地震が起こっていることを周知させる。
- b 日頃からマニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- c 実際の避難訓練を行い、危険箇所を把握し改善する。地震発生時にも落ち着いて行動できるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方を理解させておく。
- d 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、転倒や薬品棚からの落下防止柵等を設置する。

② 発生した場合

- a 授業中の場合、担当職員は揺れを感じたら、生徒に窓から離れて机の下にもぐるように指示する。
- b 特別教室で火気を使用している場合は、直ちに消化し、ガスの元栓を閉める。
- c 揺れが収まったら、救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速な情報収集を行う。
- d 授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。
- e 授業のない職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況を聞き取る。避難場所（グラウンド）、避難経路の安全性を確認し、校長・教頭に報告する。
- f 必要な場合は、他の職員が養護教諭と連携して応急処置を行う。
- g 揺れが収まり、避難場所（グラウンド）、避難経路の安全性が確認できたとき、職員や校内放送を通して避難の指示を行う。
- h 生徒や職員の負傷の程度によっては救急車を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織する。

(3) 津波災害

① 災害の予防

- a 沖縄県は地震が少なくそれに伴う津波も少ないと思われがちだが、実は他県並に地震・津波が起こっていること周知させる。
- b 日頃からマニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- c 実際の避難訓練を行い、危険箇所を把握し改善する。地震発生時にも落ち着いて行動できるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方を理解させておく。
- d 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、転倒や薬品棚からの落下防止柵等を設置する。

② 発生した場合

- a 授業中の場合、担当職員は指定された場所もしくは出来るだけ高い場所に迅速に避難させる。
- b 特別教室で火気を使用している場合は、直ちに消化し、ガスの元栓を閉める。
- c 救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速な情報収集を行う。
- d 授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。
- e 授業のない職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況を聞き取る。避難場所（出来るだけ高い場所）、避難経路の安全性を確認し、校長・教頭に報告する。
- f けが人がいる場合は必要な場合は、他の職員が養護教諭と連携して応急処置を行う。
- g 避難場所（出来るだけ高い場所）、避難経路の安全性が確認できたとき、職員や校内放送を通して避難の指示を行う。
- h 生徒や職員の負傷の程度によっては救急車を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織する。

(4) 火 災

① 災害の予防

- a 日頃からマニュアルに基づいた防災体制や火災報知器、放水施設、消火器等の点検を行う。
- b 実際の初期消火訓練や避難訓練を行う。
- c 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、カギのかかる場所に保管する。
- d 持ち出し書類を確認しておく。

② 発生した場合

- a 発見者は近くの職員に知らせるか非常ベルで火災を通報する。
- b 職員室から消火器をもった職員が現場へ急行し、初期消火を行う。119番通報し出動要請を行う。
- c 初期消火に失敗したら、校内放送により、生徒へ火災の発生を伝え、避難経路と避難場所（グラウンド）を指示する。
- d 避難場所では生徒の点呼、確認、報告をする。
- e 負傷者がいる場合には、養護教諭を中心に手当を行い、負傷した生徒の氏名、負傷の状況、救急車で搬送先を確認する。
- f 保護者へ連絡を取り、火災の発生、生徒の負傷の状況、搬送先を伝える。

(5) 不審者への対応

① 災害の予防

- a 誘導標識を設置して外来者を玄関へ案内する。「ご用の方は事務室で受付をしてください。」
- b 外来者への声かけを行う。「どちらにご用ですか。」
- c 事務室に外来者受付名簿を設置する。
- d 正門、裏門周辺への看板の設置。「学校関係者以外の立ち入りはご遠慮ください。」
- e 門扉の管理
登下校時は開き、校時中は閉じる。車両の出入り後は速やかに閉じる。
- f 早朝は教頭等による巡視を行う。校時中は全職員で注意を怠らない。
- g 正門、裏門、フェンス等の定期的な点検と補修を行う。

② 生徒の指導

- a 登下校について
 - ア 学校の行き帰りは、できるだけ友人と一緒に。
 - イ 学校には正門から入る。
 - ウ 午後8時以前には下校する。
- b 不審者に対して
 - ア 不可解な人物には近づかない。
 - イ 明らかな不審者の場合、近くにいる先生か、近くの準備室の先生に連絡する。
 - ウ おそわれそうになったり、おそわれたら大きな声を出す。「たすけてー」
 - エ 急いで110番通報を。

③ 学校へ刃物等の凶器をもった者が乱入した場合の対応

- a 不審者周辺の生徒を避難させる。
- b 職員室にいる教頭への通報。
- c 近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。
- d 職員・生徒で可能な限りの防御を行う。
- e 警察110番・消防119番（負傷者がでた場合）通報と不審者乱入の校内放送を行う。
- f 職員の現場への応援と現場の確認・状況の報告を行う。
- g 生徒を避難させ、養護教諭を中心に負傷者の応急処置を行う。
- h 負傷した生徒の保護者へ連絡する。

④ 不審者侵入の連絡を受けた場合の対応

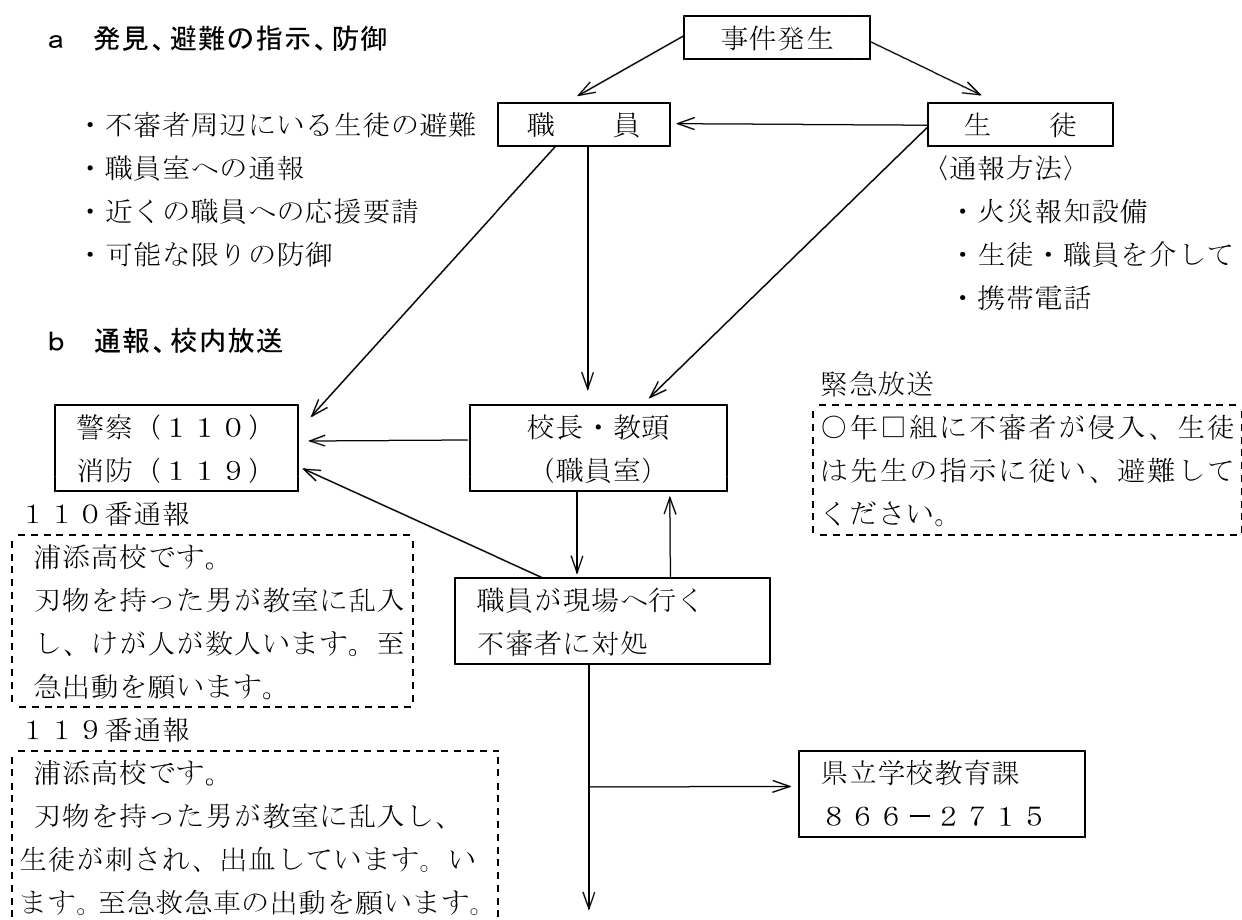
- a 職員が声かけ等により不審者かどうか確認する。
- b 不審者と判断したら、周辺の生徒を避難させる。
- c 職員室にいる教頭へ通報。
- d 近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。
- e 職員の応援と現場の確認・教頭への状況報告を行う。
- f 必要に応じて、教頭が警察へ通報する。
- g 必要に応じて、校内放送により不審者の侵入を伝達する。
- h 職員は生徒の安全を確保する。
- i 授業中の場合、生徒を教室に留めて施錠する。
- j 休み時間の場合、担任は生徒を教室に入れて確認を行い施錠する。

⑤ 学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合

a 発見、避難の指示、防御

- ・不審者周辺にいる生徒の避難
- ・職員室への通報
- ・近くの職員への応援要請
- ・可能な限りの防御

b 通報、校内放送



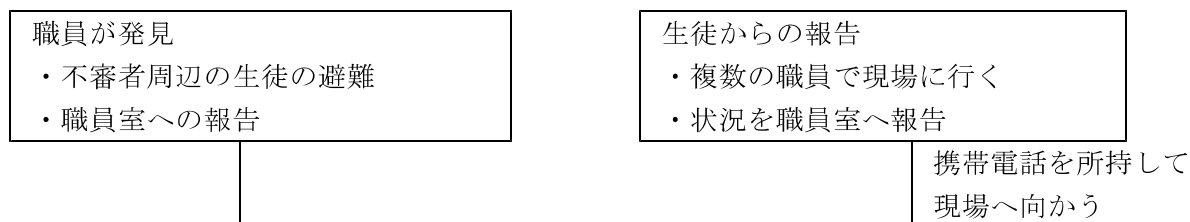
c 学校の対応

校長・教頭（事務長）	指揮、警察、消防への連絡、報道機関への対応、被害生徒の家庭訪問
教務主任	保護者への連絡
渉外係	P T A関係者への連絡
学級、教科担任等	避難誘導、安全確認、被害生徒の家庭訪問
生徒指導、男性職員	不審者への対処、避難誘導
養護教諭等	応急処置、救急車への同乗、医療機関との連絡調整
事務職員	電話の対応、各連絡等

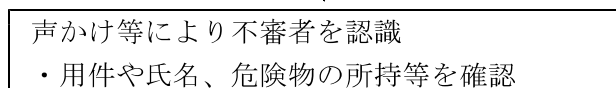
⑥ 不審者が校内に侵入した場合

a 不審者のキャッチ

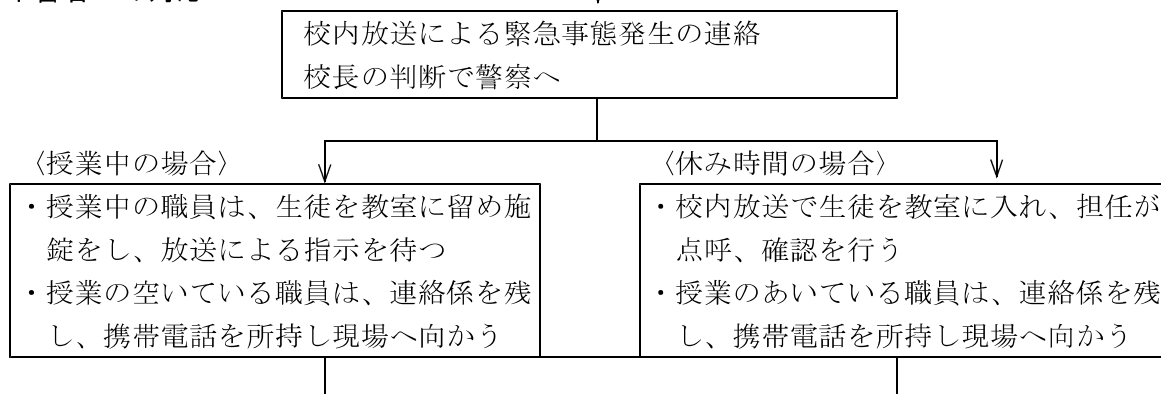
〈通報方法〉 火災報知器、携帯電話、生徒職員を介して



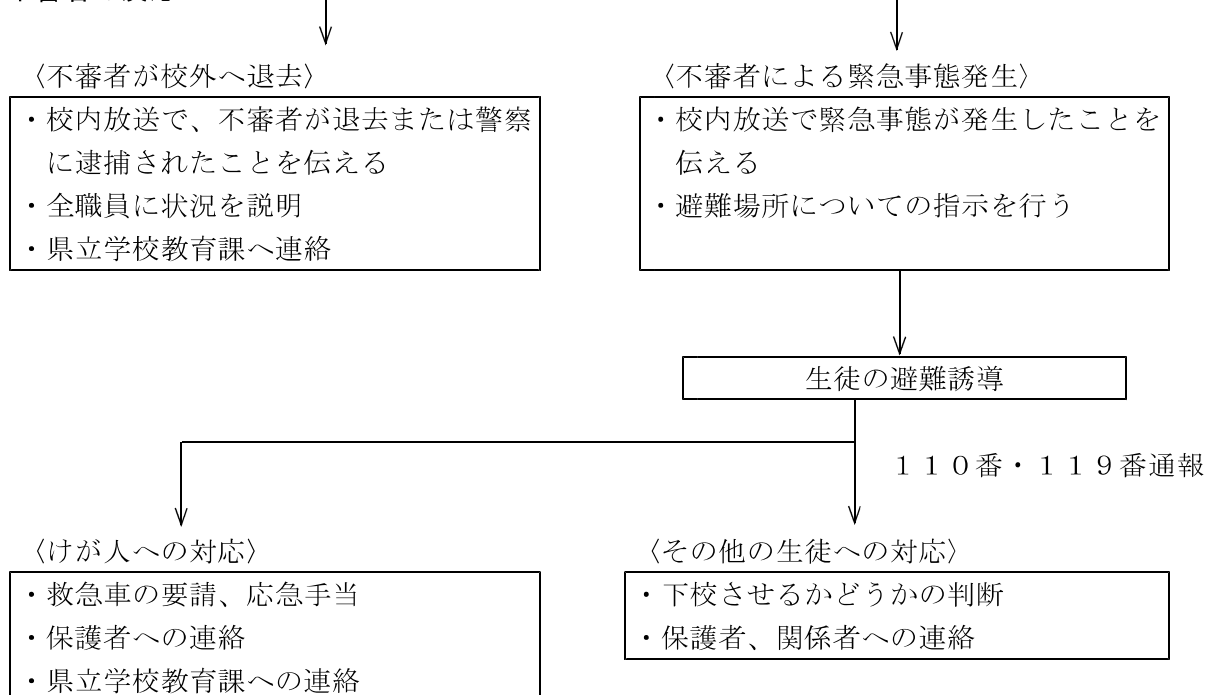
b 不審者の認識

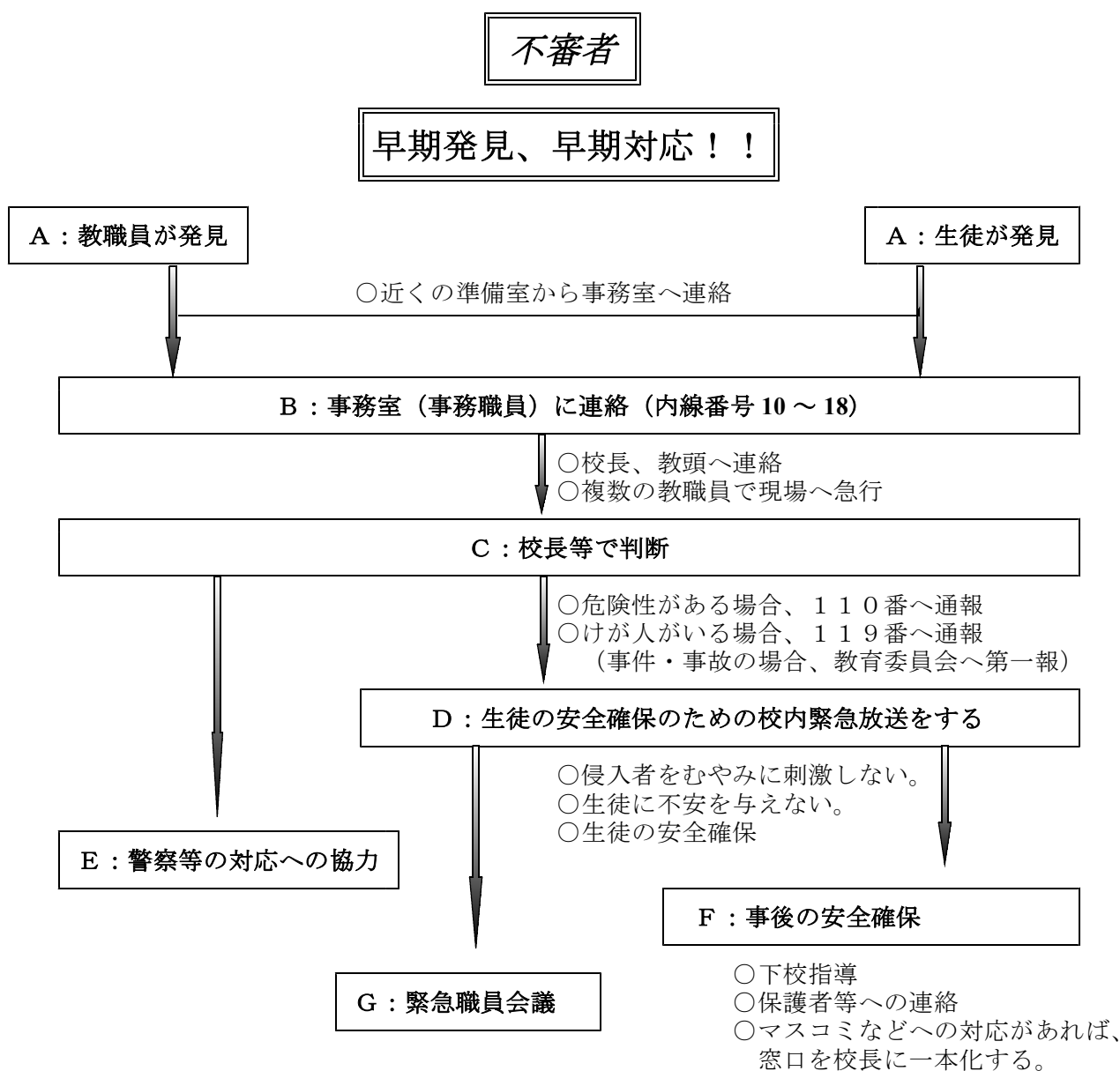


c 不審者への対応



d 不審者の反応





全職員の対応

通報連絡班	消化班	避難誘導班	非常持出班	薬物処理班	救護班
教務部	生徒指導部	進路指導部 情報システム部	事務部 各部・教科	化学代表 理科職員	環境保健部 図書視聴覚部
① 関係機関への通報 ② 建物内への非常通報 ③ 関係者への非常召集通報 ④ 津波等の情報収集	① 出火時に火階に直行し、消火作業を実施 ② 消火作業の指揮、指導 ③ 消防隊との連絡及び補佐	① 避難開始の指示 ② 非常口の開放並びに開放の確認 ③ 避難器具の設定 ④ 逃げ遅れの確認 ⑤ 避難障害物の除去 ⑥ 避難場所での集合指揮	① 「非常持出」を迅速に室外に搬出 ② 消防隊との連絡及び補佐	① 出火時に火階に直行し、消火作業を実施 ② 持ち出し可能な薬物は室外に排出し、適切な処理を行う。 ③ 消防隊等との連携及び補佐	① 応急救護所の設置 ② 負傷者の応急処置 ③ 救急隊との連携、情報の共有

(6) 薬品の紛失・盗難

① 紛失・盗難の予防

- a 担当教諭は日頃から毒物、劇物に関する理解を深めておく。
- b 薬品の出し入れ後は常に施錠を行い、カギはきちんと保管し、安全な管理を心がける。
- c 薬品管理台帳を作成し、定期的に薬品使用状況と数量をチェックする。
- d 生徒実験後の薬品点検を行う。

② 発生した場合

- a 紛失を確認した場合は、速やかに校長、教頭へ報告し、全職員に連絡する。
- b 盗難が確認された場合には、現場を保存し、警察に電話をする。
- c 校長、教頭は紛失薬品の種類、数量によって水道の水飲用、プールの使用等の禁止を検討し、必要と判断したら使用禁止の処置を行う。
- d 生徒へ薬品の危険性を説明し、所持の確認と全職員による校内点検、及び薬品の搜索を行う。
- e 校長、教頭は事件の概要を本庁に連絡する。
- f 水道水、プールへの混入が予想される場合には、保健所、消防署に届け出る。

(7) 成績書類等の紛失・盗難

① 紛失・盗難の予防

- a 学校諸表簿の保管や管理についての共通認識をもつ。(通知表、指導要録等の諸表簿や生徒の個人情報に関する文書の取り扱いについては、細心の注意を払う)
- b 諸表簿は学校外に持ち出さない。(日頃から、勤務時間内に業務の処理を行う)

② 発生した場合

- a 紛失を確認した場合は、校長、教頭に報告し、必要があれば警察に紛失・盗難届を提出する。
- b 盗難が確認された場合には、現場を保存し、警察に電話をする。
- c 校長、教頭は当該教師から詳細な事実関係を聞き、県立学校教育課へ連絡する。
- d 生徒、保護者への事情説明を行う。
- e 校長、教頭は県立学校教育課と連絡をとり、紛失した書類に関する適切な処理を行う。

参考

- 「危機管理マニュアル」 沖縄県教育委員会 平成13年3月
「危機管理マニュアル」 <http://www.pref.okayama.jp/kyouiku/gakko/manual/index.htm>
岡山県教育委員会 平成13年3月
「不審者対策に関する学校安全管理マニュアル」 <http://www.pref.nagasaki.jp/edu/info/pdf/manual.pdf>
長崎県教育委員会 平成13年9月
「危機管理マニュアル」 <http://info.pref.fukui.jp/sports/kiki.pdf> 福井県教育委員会 平成13年7月
「学校の危機管理マニュアル」ー子どもを犯罪から守るためにー 文部科学省 平成19年11月

(8) 弾道ミサイル攻撃を受けたときの避難行動について

激しい爆弾道ミサイルが着弾した場合、爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとることが大切です。

○ とるべき行動について

・弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、Jアラートを通じて緊急情報が流れます。

① 屋外スピーカーなどから国民保護サイレンとメッセージが流れます。

② 携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールなどが届きます。

【屋外にいる場合】

・爆風や破片などを避ける。

・近くの建物の中（できれば頑丈な建物）または地下へ避難する。

もしも、近くに建物がいない場合は、物陰に身を隠す。または地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

・爆風で割れた窓ガラスなどを避ける。

・窓から離れる。または窓がない部屋に移動する。

○ 近くにミサイルが落下したら

【屋外にいる場合】

・口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

【屋内にいる場合】

・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密封する。

参照：内閣官房国民保護ポータルサイト

学校安全計画・学校保健計画

令和5年度 学 校 安 全 計 画

月 項目			4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月 の 重 点			校則の遵守	規則正しい生活	校内外の安全	交通安全指導	交通ルール順守	危険個所の点検	校内外の安全	人命の大切さ	学校生活の充実	規則正しい生活	次年度へ向けて
学 校 行 事			始業式・入学式 リーダー研修会 球技大会、遠足	免許所持者調べ	高校総体、筋肉祭 6.23「慰霊の日」 講演会	交通安全講話 終業式	始業式 キラ星祭	野外実習	防災訓練(防火訓練含)	学級PTA、修学旅行 薬物乱用防止講話 終業式	始業式 予餞会		卒業式、修了式
安 全 教 育 指 導	安 全 学 習	教 科	実技、実習、実験用具の安全点検 各教科オリエンテーション	実験、実習時の心得 化学薬品の取扱 運動上の保健安全	プールの安全学習 毒物、劇薬物の取扱	プールの安全学習 野外活動の 安全学習 夏季休業中の心得	プールの安全学習 体育館、グラウンドの 安全点検 実験実習器具整備	プールの安全学習 実技用具点検 交通事故防止 プールの点検、理科 野外実習の安全指導	学校周囲の安全学習	冬季休業中の心得 実験室・実習室の安全 点検	住まいの安全学習 環境衛生活動	学習環境安全学習 食品衛生活動 実験器具の整備 薬品の管理	学習環境の安全学習 実験・実習器具の整備
		総合			筋肉祭取組の心得		キラ星祭取組の心得						
	安 全 指 導	1 年 H R	新入生オリエンテーション	部活動と安全について	6.23「慰霊の日」 講演会	筋肉祭の安全指導 夏休みの安全指導 地域行事への安全指導	キラ星の安全指導 二学期の安全指導 学校行事安全指導	高校生の心理と 安全な行動	災害時の心得	冬休みの安全指導	深夜徘徊の注意 喚起	学校生活における 安全指導	春休みの安全指導
		2 年 H R	学級オリエンテーション 校内外の安全指導	部活動と安全について	6.23「慰霊の日」 講演会	夏休みの安全指導 地域行事への参加指導	二学期の安全指導 学校行事での安全 指導	高校生の心理と 安全な行動指導	災害時の心得 校外における安全 指導	修学旅行の安全指導、 冬休みの安全指導	深夜徘徊の注意 喚起	学校生活における 安全指導	春休みの安全指導
		3 年 H R	学級オリエンテーション 校内外の安全指導	部活動と安全について	6.23「慰霊の日」 講演会	夏休みの安全指導 地域行事への参加指導	二学期の安全指導 学校行事での安全 指導	高校生の心理と 安全な行動指導	災害時の心得 校外における安全 指導	冬休みの安全指導	深夜徘徊の注意 喚起	進学準備期間における 安全指導	卒業式後の安全 指導
		生徒会 活	新入生歓迎球技大会での 安全指導		高校総体、筋肉祭の 安全対策	キラ星準備の安全	キラ星祭の安全 対策				予餞会における 安全対策		
安 全 管 理	対人 管理	学 校 生 活	春の交通安全運動実施 登下校安全点検 遠足時の安全	連休前の安全点検 自転車の安全点検 免許所持者把握	部活動と安全 生徒引率の安全確認、 筋肉祭の安全点検	交通安全指導 夏休みに向けての安全指導	キラ星祭に向けての 安全点検	登下校時の安全 点検	スポーツと安全 校外活動時の安全点検 防災の意識高揚	修学旅行における 安全点検 冬休み前の安全 点検	登下校時の安全 指導	進学準備期間の 安全点検	春休みに向けての 安全指導 年度の反省 次年度の計画
	対物 管理	学 校 環 境	校内の危険個所の点検 備品、器具の点検 駐輪場の点検	通学路の安全点検 プールの安全点検	体育施設の安全点検、 学校車の点検 プールの安全点検	学校環境の整備 台風対策点検 プールの安全点検	学校環境の安全点検 授業時の安全点検 プールの安全点検	学校環境の安全 野外実習先の安全点 検 プールの安全点検	消火器、消火栓、 火災報知器点検 教室内の安全点検	学校施設・設備及び 備品点検	防災設備の安全 点検 学校車の点検	校内美化作業時の 安全点検 部活動使用器具の 安全点検	学校環境の安全 点検と整備 机・椅子等の整備
安全確保に関する点検			教職員の共通理解と 校内体制整備	登下校時における 安全確保	筋肉祭の安全対策の 体制整備	消火器・警報装置等の 点検	キラ星祭の安全対策の 体制整備	登下校時における 安全確保 教室内の安全点検	防災訓練時の体制 確認、消火器、警報 装置の点検	登下校時における 安全確保 教室内の安全点検	登下校時における 安全確保 教室内の安全点検	消火器、警報装置の 点検	学校安全計画並びに 危機管理マニュアル 見直し
課 外 指 導 個 別 指 導			校内巡視 自転車通学許可	校内巡視 自転車通学者安全指導	校内巡視 自転車通学者安全指導	校内巡視 免許所持者指導	校内巡視 自転車通学者安全指導	校内巡視 自転車通学者安全指導	校内巡視 自転車通学者安全指導	校内巡視 免許所持者指導	校内巡視 自転車通学者安全指導	校内巡視 自転車通学者安全指導	校内巡視 自転車通学者安全指導
P T A 等 組 織 活 動			春の交通安全運動		あいさつ運動	地域警察合同校外指導	秋の全国交通安全	あいさつ運動	校外夜間パトロール	年末年始の交通安全			

令和5年度 学 校 保 健 計 画

月			4	5	6	7、8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点			・健康状態の把握 ・感染症予防（通年）	・疾病予防と早期発見、早期治療	・歯と口腔の健康 ・熱中症予防	・夏の健康生活 ・熱中症予防	・生活リズムを整える ・救急処置	・目の健康 ・薬の正しい使い方	・性、エイズについての正しい理解 ・防災避難訓練	・飲酒、喫煙、薬物乱用防止	・冬の感染症対策（インフルエンザ）	・心の健康 ・冬の感染症対策（インフルエンザ）	・耳の健康 ・健康生活の反省
学校保健関係行事			・定期健康診断 ・新体力テスト	・定期健康診断 ★三者面談：保護者向け「生命の安全教育資料配付	・高校総体 ・高校野球選手権大会 ・定期健康診断 ・筋肉祭（体育祭）		・キラ星祭(学園祭)	・理科野外実習	★性・エイズ教育講演会 ・防災避難訓練	・修学旅行 ・薬物乱用防止教育講演会	・高校入試（推薦）		・高校入試（一般）
保健管理	対人管理	・保健調査・尿検査 ・内科検診 ・心電図、胸部 X 線 ・感染症情報収集システム（通年） ・JSC 医療費請求 ・保健だより発行 ・新学期健康相談	・身体測定 ・歯科検診 ・検診結果通知 ・精検、治療勧告 ・検診未検者指導 ・JSC 加入 ・保健だより発行	・歯科検診 ・検診結果通知 ・精検、治療勧告 ・検診未検者指導 ・精検未受診者指導 ・筋肉祭保健指導 ・保健だより発行	・精検未受検者指導 ・保健だより発行	・精検未受検者指導 ・キラ星祭保健指導 ・保健だより発行 ・修学旅行事前健康調査	・視力異常者の受診状況把握 ・保健だより発行	・次年度検診計画 ・歯科受診状況把握 ・保健だより発行 ・修学旅行保健指導、健康相談	・要管理者の状況把握 ・保健だより発行	・インフルエンザの予防、罹患状況把握 ・保健だより発行	・インフルエンザの予防、罹患状況把握 ・保健だより発行	・要管理者の状況把握 ・諸表簿等の整理 ・今年度反省 ・次年度準備 ・保健だより発行	
	対物管理	・校内安全点検 ・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検 ・COVID-19 対策（通年）	・飲料水定期検査 ・プール水定期検査 ・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・空気中化学物質検査 ・ダニ・ダニアレルゲン検査 ・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・照度検査 ・騒音検査 ・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・薬品点検 ・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・教室内の換気 ・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・教室整備（ワックス作業） ・飲料水日常点検（毎週） ・校内美化点検	・飲料水日常点検（毎週） ・薬品点検 ・検診器具点検 ・校内美化点検	
保健教育	教科	科目保健	(1 年) ・健康の考え方と成り立ち ・私たちの健康のすがた (2 年) ・思春期と健康 ★性への関心・欲求と性行動	(1 年) ・健康に関する意思決定・行動選択と環境づくり ・生活習慣病とその予防 (2 年) ★妊娠・出産と健康 ★避妊法と人工妊娠中絶	(1 年) ・食事と健康 ・運動・休養と健康 ・喫煙と健康 (2 年) ・結婚生活と健康 ・中高年期と健康 ・医薬品と健康	(1 年) ・飲酒と健康 ・薬物乱用と健康 ・感染症とその予防 (2 年) ・医薬品とその活用 ・医療サービスとその活用 ・保健サービスとその活用	(1 年) ★性感染症・エイズとその予防 ・欲求と適応機制 (2 年) ・さまざまな保健活動や対策 ・大気汚染と健康	(1 年) ★心身の相関とストレス ★心の健康のために (2 年) ・水質汚濁・ ・土壌汚染と健康 ・環境汚染を防ぐ ・取り組み	(1 年) ・交通事故の現状と要因 ・交通事故を防ぐために (2 年) ・ごみの処理と上下水道の整備 ・食品の安全を守る活動	(1 年) ・応急手当の意義とその基本 ・日常的な応急手当 ★心肺蘇生法の原理とおこない方 (2 年) ・働くことと健康 ・働く人の健康づくり	(1 年) ・課題学習（課題学習の設定、学習計画作成） (2 年) ・課題学習（課題追及、レポート作成）	(1 年) ・課題学習（課題追及、レポート作成） (2 年) ・課題学習（壁新聞づくり、課題追及）	(1 年) ・課題学習（成果の発表、報告） (2 年) ・課題学習（成果の発表、報告）
		関連教科	(生物基礎 1 年) ・細胞と構造 (生物 3 年) ・生体物質と細胞 (現代社会 2 年) ・青年期の課題と自己形成 (現代社会 3 年) ・地球環境問題	(生物基礎 1 年) ・呼吸 (生物 3 年) ・生命現象とメカニズム (現代社会 3 年) ・少子高齢社会	(生物基礎 1 年) ・遺伝子と DNA (生物 3 年) ・同化と異化、DNA の構造、遺伝子発現	(生物基礎 1 年) ・生体内のメカニズム (生物 3 年) ・バイオテクノロジー	(生物基礎 1 年) ・体液とその働き (生物 3 年) ・動物の発生	(生物基礎 1 年) ・腎臓と肝臓の働き (現代社会 3 年) ・社会保障と国民福祉	(生物基 1 年) ・免疫 (生物 3 年) ・動物の反応と行動	(生物 3 年) ・生態系	(生物基礎 1 年) ・生態系と物質循環 (生物 3 年) ・生物の進化	(生物基礎 1 年) ・生態系のバランス (生物 3 年) ・生物の系統	(生物基礎 1 年) ・生態系の保全
			総合			筋肉祭に向けて体調管理と安全対策		キラ星祭に向けての食品衛生管理		修学旅行に向けての体調管理		受験に向けての体調管理	
	育	特別指導	H R 活動	・健康診断の事前事後指導 ・保健室について ・緊急時連絡体制 ・COVID-19 予防（通年）	・喫煙防止指導 ★人付き合いアンケート「SERAPLUS」	・歯と口腔の健康 ・筋肉祭の保健安全指導 ・熱中症予防	・夏休みの保健管理 ・熱中症予防	・基本的生活習慣の確立 ・救急処置と対応 ・キラ星祭の保健安全指導	・目の愛護デー ・医薬品の正しい使い方 ★学校生活アンケート	・性、エイズ教育 ・歯科保健	・冬休みの保健管理 ・薬物乱用防止教育	・基本的生活習慣の確立	・心の健康
生徒会			生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会
個別日常指導		・COVID-19 予防（通年） ・水泳（体育）事前健康管理・健康相談	・精検者、未受検者受診指導 ・筋肉祭前健康相談	・精検者、未受検者受診指導		・精検受診状況把握	・持久走(体育)前健康管理・健康相談	・修学旅行前の健康管理・健康相談					・要管理者の状況把握
組織活動			・教育相談特別支援教育委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・第 1 回学校保健安全委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・第 2 回学校保健安全委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・第 3 回学校保健安全委員会 ・衛生委員会	・教育相談特別支援教育委員会 ・衛生委員会